平成２５年（フ）第１９７号
埼玉県所沢市大字本郷763番地の１
債務者　田中　秀則
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２０１号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保751番地42
債務者　藤江真奈美
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１５号
埼玉県狭山市笹井１丁目９番１―206号
債務者　村嶋　秀雄
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１９号
埼玉県所沢市糀谷136番地の１サンハイム201、前住所埼玉県飯能市大字双柳722番地の５
債務者　佐藤　匠計
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２０号
埼玉県所沢市糀谷136番地の１サンハイム201、前住所埼玉県飯能市大字双柳722番地の５
債務者　佐藤　惠子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３０号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目23番地10グリーンハイツアイ202号
債務者　吉原　利行
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４３号
埼玉県富士見市関沢２丁目７番48号アネックス関沢202
債務者　山田千代彦
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４７号
埼玉県川越市砂新田４丁目10番地２ＭＳマンション202号室
債務者　大川　國雄
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２５６号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目120番地の７　トトロの森３―102
債務者　永堀千代美
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１号
岐阜県多治見市光ケ丘５丁目23番地
債務者　森　　正弘
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４３号
静岡県沼津市大平1611番地の２
債務者　平井　康弘
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
住民票上の住所茨城県水戸市柳町２丁目９番３―1005号　アイディコート水戸
債務者　青山かほる
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８０号
愛知県岡崎市六供町字４丁目22番地１
債務者　大鶴　幸子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
香川県善通寺市原田町398番地
債務者　宮内裕美子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３０号
香川県丸亀市山北町121番地２
債務者　小川美千代（旧姓工藤・松村・森北）
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３６号
香川県丸亀市川西町北470番地５　ハイツサンシャイン201号
債務者　神原ゆかり（旧姓三宅）
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４５号
香川県丸亀市三条町1128番地　ニューシティ三条Ｂ棟102号
債務者　圖子　寛子
１　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部